

研 究 活 動 に お け る 不正行為の防止マニュアル

国立大学法人 山梨大学

目 次

1. はじめに	1
2. コンプライアンス（法令遵守）	2
3. 責任体系の明確化	3
4. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備	6
5. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	12
6. 経費の適正な運営・管理活動	13
7. 情報発信・共有化の推進	17
8. モニタリングの在り方	18
9. 公正研究の推進取組体制概念図	19
10. 不正防止計画	20

1. はじめに

昨今、公的研究費の不正使用や論文で使用されるデータの不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっており、文部科学省ではこれまでの対応について総括を行うとともに、今後講じるべき対応策を取り纏め、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日制定）（以下「ガイドライン」という。）について、平成 26 年 2 月 18 日付けで改正を行うとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日）を制定し各機関に対応を求めました。

これを受け本学でも検討を開始し、「山梨大学における研究活動に関する基本方針」及び「山梨大学における研究活動に関する行動規範」を策定するとともに、規則等を見直し運用ルールの変更を行いました。

本マニュアルは、公的資金の適正な管理と効率的な使用に向けた対応、及び不正行為の防止対策（法令順守の徹底、管理責任・管理運営体制、不正防止対策、不正発生時の対応、監査体制等）を分かり易く体系的に整理してあります。公的資金に関与する全ての職員の皆様は、不正行為の防止について理解を深めるため、本マニュアルをご活用願います。

山梨大学における研究活動に関する基本方針

平成 26 年 11 月 28 日
学 長 裁 定

山梨大学は、「山梨大学憲章」において、「国際的視野を持って、問題の発見と解決に取り組み、世界の人材が集う研究拠点を構築し、学術及び科学技術の発展に貢献する」ことを目標に掲げている。

大学における研究活動は、社会の信頼とそれに基づいた社会からの負託によって支えられており、不正行為は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関ばかりではなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため「山梨大学における研究活動に関する行動規範」を定めた。本学の研究活動、競争的資金等の管理・運営に関わる全ての構成員は社会の信頼に応えるため、これを誠実に実行しなければならない。

山梨大学における研究活動に関する行動規範

平成26年11月28日
学 長 裁 定

大学における研究活動は、真理を探究して新たな知見を獲得し、得られた成果を社会に還元するという、社会の負託に応える重要な責務を有しているものであり、研究者が自らの行動を厳正に律する倫理規範を確立することが必要である。この基本的認識に立ち、本学の研究活動、競争的資金等の管理・運営に関わる全ての構成員に対し、行動規範を次のとおり定める。

1. 責任

自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術、経験を活かして、社会の安全と安寧、人類の健康と福祉、そして環境の保全に対する責任を有することを自覚する。また、国民の疑惑や不信を招きかねない行為及び法人に対する信頼を揺るがす行為は厳に慎む。

2. 法令等の遵守

研究の実施及び公的研究費の管理、使用にあたっては、法令、関係規則並びに使用ルールを遵守し、適正に行う。

3. 研究活動

自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないだけでなく、研究結果に対する社会や科学者相互の評価と批判を可能とするために、その科学的根拠の透明性を確保する責務を有する。また、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする公正な研究環境の確立にも積極的に取り組む。

4. 公的研究費の管理、使用

公的研究費であることに留意し、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。なお、個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、管理は所属機関に委ねる。

5. 他者との適正な関係

自らの判断と行動において、常に個人と組織、異なる組織間の利益相反に注意を払い、公共性を重視して適切に対応する。また、他者の業績を正に評価し、その名誉や知的財産権を尊重する。

6. 差別の排除

研究者としての研究・教育・学会活動において、人種、性、社会的地位、思想・宗教などによって他者を差別せず、公平に対応する。

7. 守秘義務の遵守、個人情報の保護

研究契約や知的財産権に関しては、所定の守秘義務を遵守するとともに、他の研究者の未発表研究成果、特に論文や研究費の審査の過程で知り得た情報については、厳格な守秘義務を負う。さらに、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め適正な取扱いを行うものとする。

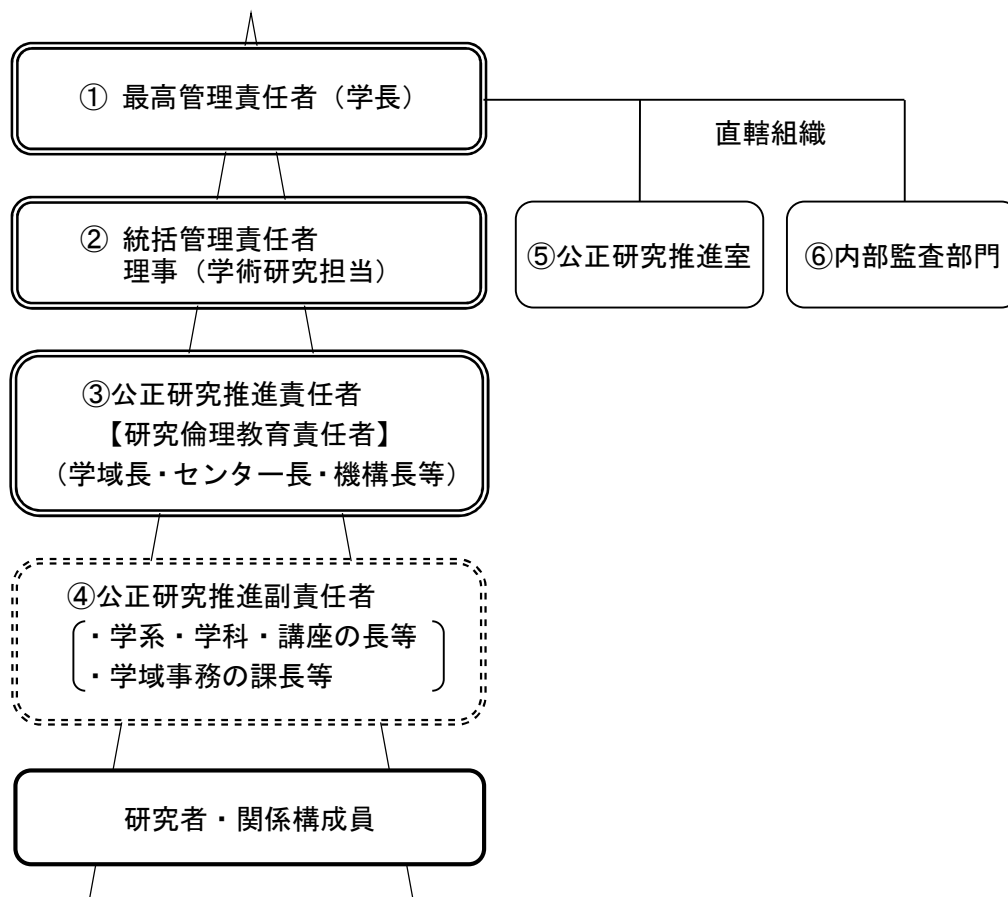
2. コンプライアンス（法令遵守）

本学に勤務する職員のコンプライアンスは「国立大学法人山梨大学職員就業規則」及び「国立大学法人山梨大学職員倫理規定」等により定められています。

本学職員は、業務を遂行する上で規則等を遵守することは当然ながら、社会から疑念を持たれることの無いよう努める必要があります。

3. 責任体系の明確化

本学では、「国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程」に基づき、学長を中心とした管理・運営体制を整備しています。



① 最高管理責任者（学長）

本学全体を統括し、公的資金の運営・管理について、最終責任を負う者。

【役割】

- ・不正防止にかかる基本方針を策定・周知し遂行する。
- ・統括管理責任者及び公正研究推進責任者が責任を持って公的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

② 統括管理責任者（学術研究担当理事）

最高管理責任者を補佐し公的資金の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者。

【役割】

- ・基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況の確認を行い最高管理責任者に報告する。また、報告内容が不適当と認められる場合には、改善指導を行う。

③ 公正研究推進責任者【研究倫理教育責任者】(学域長等)

ガイドラインにおける「コンプライアンス推進責任者」として、各部局内における公的資金の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者である。また、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するため、公正研究推進副責任者を置くことが出来る。

【役割】

- ・ 自己の管理監督又は指導する学域等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ・ 不正防止を図るため、部局内における公的資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育及び研究倫理に関する研修を実施し、受講状況の管理監督を行う。
- ・ 自己の管理監督する部局等において、構成員が、適切に公的資金の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

④ 公正研究推進副責任者(学系、学科、講座等の長、各学域事務の課長等)

ガイドラインにおける「コンプライアンス推進副責任者」として、各学科・講座等の部門内における公的資金の運営・管理について、関係する構成員に対し日常的に目が届き、実効的な管理監督を行う者である。

【役割】

- ・ 部門内において公正研究推進責任者を補佐し、関係する構成員に対し管理監督を行う。
- ・ 各学域事務の課長等においては、公正研究推進責任者を補佐し、自己の管理監督する部局内における取りまとめを行う。

⑤ 公正研究推進室(室長：学術研究担当理事)

最高管理責任者の直轄組織として、全学的な観点から研究活動の不正防止について具体的な対策を策定するとともに実施状況を把握し、不正の防止を推進する。

【役割】

- ・ 不正防止計画を策定し周知するとともに、実施状況を取りまとめ最高管理責任者へ報告する。また、必要に応じて改善指導を行う。
- ・ 内部監査部門と連携し、不正の発生要因を把握し改善策を講ずる。
- ・ 文部科学省等からの調査・報告の取りまとめを行う。
- ・ 公正な研究活動の推進に向けた教育に関する研修等を企画する。

⑥ 内部監査部門

最高管理責任者の直轄的な組織として監事及び会計監査人と連携し、会計書類の形式的要件のチェックを行うほか、本学全体のモニタリングが有効的に機能する体制となっているか確認・検証する。

【役割】

- ・ 会計書類の形式的要件等のチェックのほか、体制整備に関する検証も行う。
- ・ 公正研究推進室と連携し不正発生のリスクに対して効率的な監査を実施する。
- ・ 監事及び会計監査人と連携を図り、質の高い監査を実施する。

◆山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程で定める責任者

最高管理責任者	学長
---------	----

統括管理責任者	理事（学術研究担当）
---------	------------

公正研究推進責任者 (コンプライアンス推進責任者)	教育学域長
	医学域長
	工学域長
	生命環境学域長
	附属図書館長
	医学部附属病院長
	クリーンエネルギー研究センター長
	機器分析センター長
	総合分析実験センター長
	水素・燃料電池ナノ材料研究センター長
	発生工学研究センター長
	地域人材養成センター長
	保健管理センター長
	研究推進・社会連携機構長
	総合情報戦略機構長
	教育国際化推進機構長
	学生サポートセンター長
	大学院教育マネジメント室長
	財務管理部長

公正研究推進副責任者 (コンプライアンス推進副責任者)	学系、学科、講座等の長
	各学域の支援課長等

※ センター等所属の職員は、センター長等が所管する。

4. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

事務処理手続きに関するルールについては、規則等で明確に定められていますが、教職員の皆様方が、会計ルールの理解を深め、公的資金のより適正な経理・管理を行えるよう、以下のハンドブック等を整備しています。それぞれのハンドブック等は体系的に分かり易く整理されており、必要に応じ随時改定を行い明確化・統一化を図っています。

- 会計関係ハンドブック
- 旅費・謝金ハンドブック
- 法人カード利用の手引き

なお、公的資金の使用において守るべきルールは、公的資金の種類により定められたルールがあります。

公的資金の種類	主な規則等
公的機関からの補助金、助成金、委託費等	・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・ 補助金等にかかる補助条件、交付条件、交付要綱、取扱要領等 ・ 本学の規則・規程、ハンドブック等
受託研究費	・ 契約書等 ・ 受託事業ごとの手引き ・ 本学の規則・規程、ハンドブック等
共同研究費	・ 契約書等 ・ 本学の規則・規程、ハンドブック等
民間からの助成金	・ 助成団体の使用ルール ・ 本学の規則・規程、ハンドブック等
寄附金	・ 寄附目的 ・ 本学の規則・規程、ハンドブック等
運営費交付金	・ 本学の規則・規程、ハンドブック等

(3) 関係者の意識向上

学術研究の信頼性及び公正性ならびに研究者の意識向上を図るため、「山梨大学における研究活動に関する基本方針」及び「山梨大学における研究活動に関する行動規範」を策定しました。関係する構成員は常に意識して行動するように心がけて下さい。また、公的資金に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育及び研究倫理に関する説明会を実施しています。対象者は必ず受講するようにしてください。なお、研究者等は規則等について遵守することを明示した誓約書の提出する必要があります。

① 研究者等に対する研究倫理教育の実施

研究倫理教育責任者は、対象者、実施体制・実施方法、時期・回数、内容、未受講者に対する方策、理解度の把握、理解度が低い受講者に対する方策、理解度の把握結果の活用方法、不正の告発制度の利用方法などを明確にした計画を立て、文部科学省等が作成する倫理教育教材などを活用し、研究倫理に関する研修を実施します。

② 学生に対する研究倫理教育の実施

各学域は学生に対し研究倫理に関する規範意識を徹底していくため、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、授業に研究倫理教育を取り入れたカリキュラムを構築します。

③ 研究データの保存・開示

研究成果の検証可能性を確保するため、研究活動に係る生データや実験・観察ノートなどの資料を適切に保存・管理する必要があります。研究データの保存は、各研究分野の特性に応じ決められた期間、適切に管理しなければなりません。

④ 誓約書の提出

研究活動を行う研究者（大学院生、学部生を除く）は、「山梨大学における研究活動に関する基本方針」及び「山梨大学における研究活動に関する行動規範」の精神に則り、本規程を遵守して、不正行為を行わないことを誓約した「誓約書」を学長に提出しなければなりません。

また、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、かかる事務の遂行に当たっては、大学の規則等を遵守すること等を誓約した「誓約書」を学長に提出しなければなりません。

誓 約 書（研究者用）

山 梨 大 学 長 殿

私は、全ての研究活動にあたり、「山梨大学における研究活動に関する基本方針」および「山梨大学における研究活動に関する行動規範」に述べられた精神に則り、「国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を遵守して、研究不正を行わないこと、また、規程等に違反して不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担することを、誓約いたします。

日 付：令和 年 月 日

所属学域：（ ）

氏 名：（ 自 署 ）

【事務取扱い記入欄】

誓約書提出日：令和 年 月 日

担当部署受理日：令和 年 月 日

添付資料有無： ☐ 有

誓 約 書（事務職員用）

山 梨 大 学 長 殿

所属：

氏名：（自署）

私は、山梨大学の事務職員として、在職中は下記事項を遵守します。

記

- ・ 公的研究費にかかる事務の遂行に当たっては、大学の規則等を遵守すること。
- ・ 公的研究費にかかる事務における不正行為を行わないこと。
- ・ 公的研究費にかかる事務における不正行為を行った場合は、処分及び法的な責任を負うこと。

※「公的研究費」とは、運営費交付金、受託研究費、奨学寄附金、補助金等を財源とし本学で扱うすべての経費をいう。

(4) 告発等の扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

① 本学における不正行為の通報窓口は、各キャンパス及び学外に設置されています。

◦ 甲府キャンパス

総務部総務課長 ☎055-220-8002 Fax055-220-8799
(〒400-8510 山梨県甲府市武田 4-4-37)

◦ 医学部キャンパス

医学域総務課長 ☎055-273-6738 Fax055-273-7108
(〒409-3898 山梨県中央市下河東 1110)

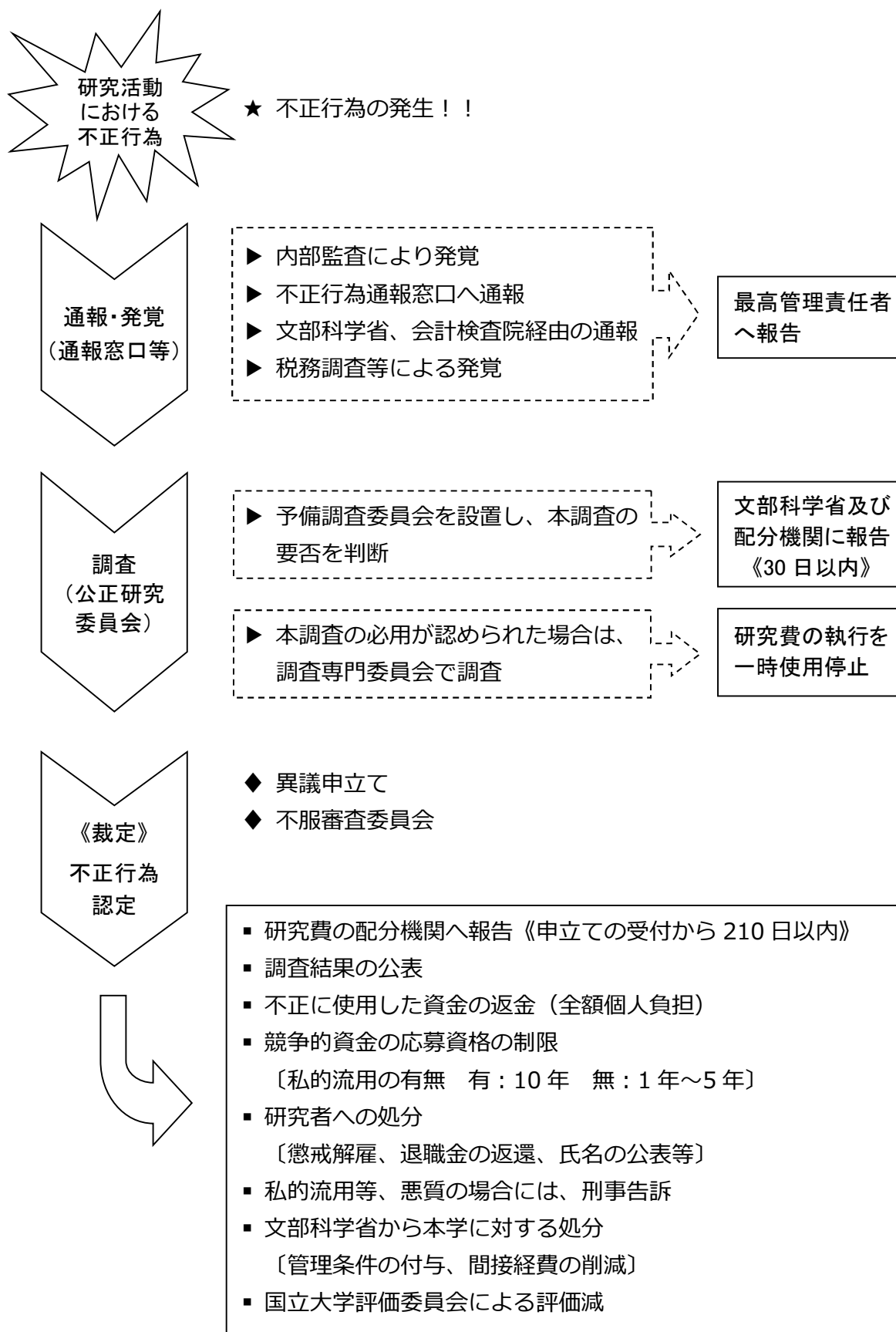
◦ 学外

小野法律事務所 ☎055-236-5000 Fax055-236-5002
(大島わかな弁護士)
(〒400-0032 山梨県甲府市中央 1-12-30)

② 不正行為の防止に係る規則等は、以下のとおり整備されており必要に応じて随時改正されています。

- 国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程
- 国立大学法人山梨大学における公正研究責任者及び公正研究委員会に関する内規
- 国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為に対する措置に関する内規
- 国立大学法人山梨大学公正研究推進室内規
- 国立大学法人山梨大学における不正行為の通報窓口に関する内規
- 国立大学法人山梨大学における研究データの保存期間等に関する内規
- 国立大学法人山梨大学公益通報者保護等に関する規程
- 国立大学法人山梨大学公的資金相談窓口運営内規
- 国立大学法人山梨大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項
- 国立大学法人山梨大学納品検収室要項
- 国立大学法人山梨大学職員倫理規定
- 国立大学法人山梨大学職員懲戒規程
- 国立大学法人山梨大学会計規則
- 国立大学法人山梨大学契約細則

(5) 不正行為の発生から処分までの流れ



5. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本学では、これまで各部署ごとに不正防止計画を策定・実施してきましたが、組織全体としての取組みを明確にすることで、より高い意識の向上が得られるものとして、全学統一の不正防止計画を策定しました。

(1) 不正防止計画推進部署の設置

学長の責任とリーダーシップの下で公的資金の適正な管理運営を行うことを目的に、不正防止計画の策定と着実な実施を確認する部署として、本学では「公正研究推進室」を設置しています。

(2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

公正研究推進室では不正の発生要因を把握し、それに対応する具体的な取組みを行うため不正防止計画を策定しています。不正防止計画は内部監査部門と密接に連携し、リスクに応じた要因を把握し必要に応じて随時見直しを行っています。

(3) 不正防止計画の実施状況報告

公正研究推進室は、各部署における不正防止計画の実施状況を取り纏め、最高管理責任者に報告します。また、実施状況に不備がある場合には、当該部署に改善指導を行います。

6. 研究費の適正な運営・管理活動

本学では、「国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程」において、適用範囲等を以下のように定義しています。

(適用範囲)

第2条 研究に係る不正行為の防止の取扱いについては、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「研究に係る不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめの各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 公的資金の不正使用 実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求、競争的資金等の公募型の研究資金等の配分機関（以下「資金配分機関」という。）の定め、その他関係法令及び学内関係規程等に違反して公的資金を使用すること。
- (5) 「公的資金」とは、次のものをいう。
 - (ア) 運営費交付金及び寄附金
 - (イ) 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
 - (ロ) 資金配分機関特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものを含む。）
 - (ハ) その他大学運営に関する資金

研究者及び関係する構成員にあつては、研究資金の原資が国民の税金であることを認識し、公正かつ効率的に使用するとともに不正行為の防止に努めなければなりません。次に掲げた事項は不正防止計画で実施を求められる事項の抜粋です。

(1) 公的資金の執行について

年度末に予算執行が偏っていると、不正使用の温床となりかねません。研究者は計画的な執行に努める必要があります。また、公正研究推進責任者は計画的に予算が使用されているか状況を調査し、必要に応じて指導を行うことも重要です。

なお、科学研究費助成事業をはじめ競争的資金については、予算の繰越し制度がルール化されております。計画的な執行の後、研究が完了し研究費が余った場合には、無理に使用せず未使用額を配分機関に返還するようにしてください。繰越し・返還を行ってもその後の審査や採択において影響することはありません。

(2) 検収確認の強化について

本学では納品検収について、発注当事者以外（第三者）によるチェック機能として納品検収室を設置し、発注者と納品検収室での納品検収を行っています。納品検収室では、役務の検収確認についても行います。なお、特殊な役務等（※）の検収方法も見直し、発注時において発注者が役務検収確認者届を提出し、任命のあった者が当該役務の検収確認を行います。また、納入物品については、不正防止対策として梱包単位の外装等に可能な範囲で日付入り確認印を押印します。

※特殊な役務等とは、データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成及び機器の保守・点検等、専門的知識が必要な役務のこと。

(3) 換金性の高い物の購入について

10万円以下の消耗品扱いとしていた物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器）については、換金性の高い物品としてシステムに登録し管理します。また、切手・金券類等については、これまでと同様に、受払簿等による適正な管理が必要です。

(4) 出張について

出張の計画・状況は、事務部門でも把握・確認する必要がありますので、出張計画が決定次第、出来るだけ速やかにシステムに登録して下さい。また、用務の適正性を確認するため、必要に応じて照会や出張の事実確認を行うため、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書を提出する必要があります。

(5) 非常勤雇用者の勤務確認について

勤務状況等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、学域等の事務部門が採用時等に説明を行うほか、出勤・勤務内容の確認を行う必要があります。

(6) 業者からの誓約書について

不正な取引は、構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、業者との癒着防止対策として、以下の業種を除いた取引業者から不正に関与しないこと等を盛り込んだ誓約書を徴取します。

- 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- 大学、学校、研究所、病院等
- 国際組織、外国企業等
- 電気、ガス、水道、電話、郵便事業者、銀行等
- 弁護士、特許、税理士事務所等
- 商取引の相手方ではない本学職員を含む個人
- 学会、協会、研究会等
- その他、本件対象になじまない業種等

誓 約 書

当社（当法人）は、国立大学法人山梨大学との取引に当たり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 当社（当法人）は、法令及び貴学が定める「国立大学法人山梨大学会計規則」及び「国立大学法人山梨大学契約細則」を遵守し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないこと。
2. 貴学が実施する監査に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限り協力すること。
3. 当社（当法人）に、関係規程に反する行為があると認められた場合には、「国立大学法人山梨大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項」に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議の申し立てを行わないこと。
4. 当社（当法人）が不正の事実を知ったときは、不正行為の通報窓口に連絡すること。
5. 当社（当法人）の預り金勘定明細には、貴学の構成員の名称が含まれていないこと。

年 月 日
国立大学法人山梨大学 学 長 殿

(住 所)
(会 社 名 等)
(代 表 者 役 職 ・ 氏 名)

印

～ 不正使用の具体例 ～

研究費の不正使用の代表的なものは以下のとおりです。

《物品関係》

- 預 け 金 { 納品確認後に購入した物品を業者に返品し、そのまま支払い
手続きを行い、その代金を業者に預けること。
- 品 替 え { 納品確認後に購入した物品を他の物品に交換させ、そのまま
支払い手続きを行うこと。
- 納 期 ず れ { 納品日を故意に偽り、そのまま支払い手続きを行うこと。

《旅費関係》

- カ ラ 出 張 { 出張に行っていないにも関わらず、虚偽の報告書を提出し旅
費を受給すること。
- 重 複 受 給 { 同一の出張において、他機関から旅費を受給したにも関わら
ず、本学からも旅費を受給すること。
- 水 増 し 請 求 { 旅行業者に水増しした見積書・領収書を発行させ、差額を受
給すること。

《雇用関係》

- カ ラ 雇 用 { 雇用した職員の勤務状況について、実際より多く勤務時間報
告書を作成し、支給すること。
- カ ラ 雇 用 { 雇用した職員に対し、実態の伴わない給与を支給し、その賃
(還 流 金) 金を研究室にフィードバックさせること。

7. 情報発信・共有化の推進

学内外からの相談を受け付ける窓口においては、相談内容を整理・分析し関係者で情報を共有するとともに、マニュアルに反映させコンプライアンス教育にもフィードバックできる体制とする。また、情報共有の観点から不正防止に関する規則・マニュアル等を学内外に公開する。

(1) 本学における公的資金に関する相談窓口は以下のとおりです。

科学研究費補助金・外部資金について

◦ 甲府キャンパス

研究推進課 ☎055-220-8007 Fax055-220-8757

(〒400-8510 山梨県甲府市武田 4-4-37)

◦ 医学部キャンパス

医学域総務課 ☎055-273-6724 Fax055-273-7108

(〒409-3898 山梨県中央市下河東 1110)

その他公的資金について

◦ 甲府キャンパス

財務管理部財務管理課 ☎055-220-8385 Fax055-220-8774

(〒400-8510 山梨県甲府市武田 4-4-37)

◦ 医学部キャンパス

医学域管理課 ☎055-273-1111 (代) Fax055-273-6750

(〒409-3898 山梨県中央市下河東 1110)

(2) ホームページの掲載

不正防止に関する各資料は以下のホームページに掲載してあります。

◦ 山梨大学ホームページ

<http://www.yamanashi.ac.jp/>

◦ 研究活動に係る不正防止

<http://www.yamanashi.ac.jp/about/132>

◦ コンプライアンス

<https://www.yamanashi.ac.jp/about/12239>

8. モニタリングの在り方

不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、効果的かつ実効性のある監査を行います。そのため、監査対象となる構成員には、急な依頼をすることがありますので、ご協力をお願いします。

(1) 監査課が行う監査について

学内の全ての部署と連携し全学的な視点から監査を行うとともに、(2) 事務部門が行う監査について確認・検証を行います。また、監査結果に不備が認められた際は改善指導を行うとともに、類似事例の発生防止のため、学内に周知します。

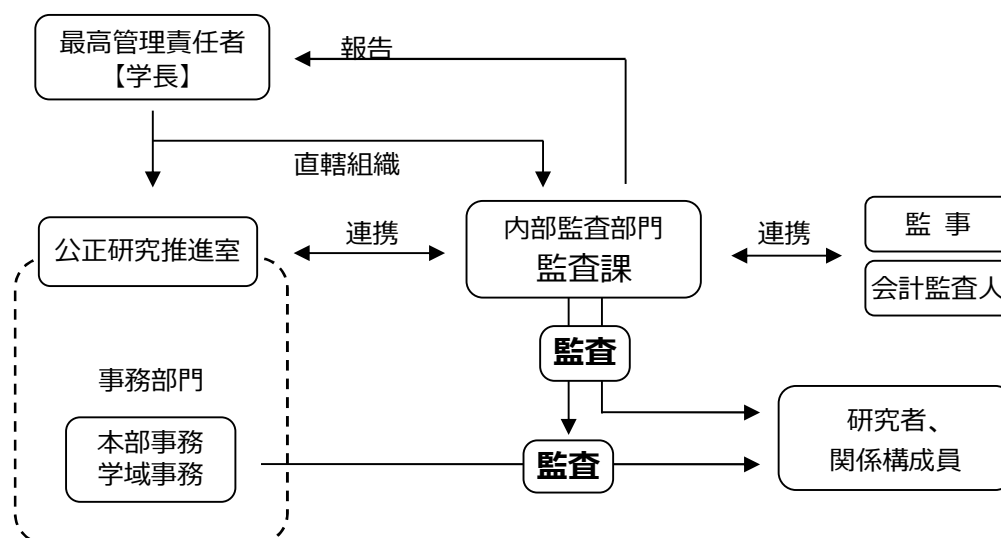
- 会計書類の形式的要件等に対するチェックのほか、公的資金の管理体制の不備の検証も行う。
- 公正研究推進室と連携し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。
- 監事及び会計監査人と連携を図り、質の高い監査を実施する。

(2) 事務部門が行う監査について

以下の事項については、全てを対象に一定量を抽出し監査を行います。

- 購入した物品を対象に現物確認を行う。
- 出張旅費について、出勤簿・宿泊先等の確認を行う。
- 研究費で雇用している非常勤雇用者を対象に勤務実態の確認を行う。

(3) 監査体制の概念図



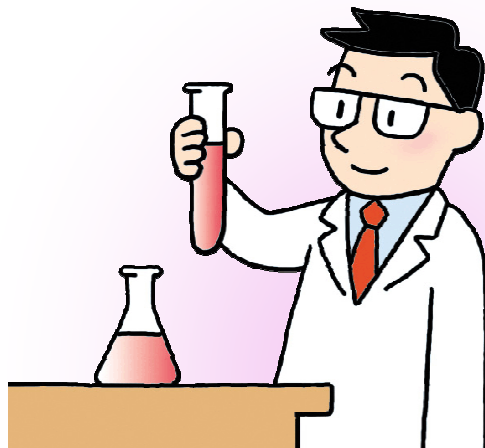
10. 不正防止計画

事項	不正発生の要因等	不正防止計画
体制の整備	不正防止に関する責任体制の理解度が低く実効性の確保が不十分	・「研究活動における不正行為の防止マニュアル」等により責任体制と職務権限の明確化を図り、会議・説明会等により責任・権限に対する意識の向上を図る。
	時間の経過及び責任者の交代等により責務に対する認識が低下	・会計処理に係るルールの遵守について理解を深めるとともに、責任者の交代時には、十分な引継ぎを行う。
環境の整備	使用ルールと運用実態の乖離	・研究費の適正な使用ルールを分かり易くまとめたマニュアル等を整備し周知するとともに、運用と実態を把握し必要に応じて更新する。
	現行の不正防止計画では対応できない新たなリスクの発生	・新たな不正要因の早期発見に努めるとともに、発見した際は速やかに対策を講じる。
教育管理	不正行為に対し過ちの意識が低下	・説明会等の参加状況及び研究倫理 e-learning 教材の受講状況について把握し、法令遵守と意識の向上を図るとともに、誓約書の提出を求める。 ・研究倫理教育受講の有効期間(5年)が過ぎた者に再受講を徹底するとともに、受講状況を把握する。
執行管理	予算執行の特定の時期への偏り	・計画的に予算が執行されているか状況を把握・検証し、必要に応じて事務部門から指導を行う。
適切な執行	特殊な役務(※1)にかかる検収が不十分	・特殊な役務を発注する際には、検収確認が可能な者の届け(役務検収確認者届)を必須とする。
	役務の完了確認における、同一研究室内の検収体制	・役務の検収において、1名は必ず事務職員(納品検収室職員)等が行う。
	出張の事実確認が行える手続きが不十分	・出張の事実確認を検証可能な、出張報告書の提出を徹底する。 ・航空券は、半券・領収証の確認の際に運賃種別を確認する。 ・先方負担の有無を確認する。
	雇用した非常勤職員に対するルールの周知及び、勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ	・非常勤職員を雇用する際には、事務部門がルールについて説明を行うとともに、勤務実態を把握し、雇用管理を行う。
	消耗品の物品管理が研究者任せ	・換金性の高い物品(※2)については、消耗品でもシステムで管理し、切手・金券類については会計ハンドブックに基づき、適切な管理を行う。 ・換金性の高い物品(※2)における備品シール貼付の確認を、モニタリング監査において行う。
	業者との癒着の温床となる、不自然な取引	・地元で購入可能な物品をあえて遠方の業者に発注する等、不自然な取引がないようにチェック体制を強化する。

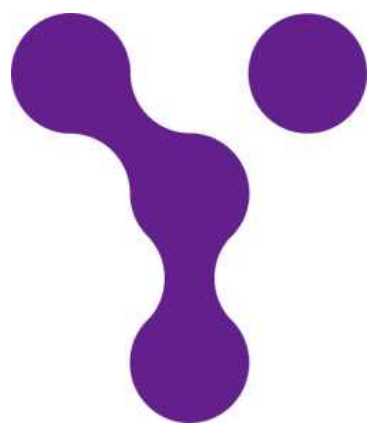
		・地元と同業者が複数あるにも関わらず、一社のみ に発注が集中していないかチェック体制を強化す る。
	取引業者の不正行為に関する理解度 不足	・取引に対する留意事項を周知するとともに、取引 先に誓約書の提出を求める。
監査	定例で定期的な監査。	・通常監査のほか抜き打ち監査を行う。
	会計処理に関するルールについて理解 不足のまま行われる、前任地からの継 続した業者との取引	・採用された教職員について、取引業者に偏向が無 いか、また、不明瞭な点が無いか確認する。
重点 課題	手続きの理解度不足による、採択され た助成金の教員による個人経理	・新規採用者へ「研究活動における不正行為の防 止マニュアル」等を配付し、教育を徹底するととも に、説明会及び会計ハンドブック等において会計処 理に係るルールの重点説明を行う。

(※1) データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成及び機器の保守・点検等、専門的知識
が必要となる役務

(※2) パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器



作 成	公正研究推進室
初 版	平成27年 3月27日
改 正	平成28年 4月 1日
改 正	平成29年 4月 1日
改 正	平成30年 4月 1日
改 正	平成30年 7月10日
改 正	平成31年 4月 1日
改 正	令和 3年 4月 1日
改 正	令和 4年 6月24日



山梨大学

公正研究推進室